

平和と公正を すべての人に

「法の支配」とは、国家権力を法の下に置き、権力の濫用から特に脆弱な者を守り、人々の自由や権利を保障するという考え方。すべての国の国内のみならず、国際社会においても不可欠な基本原理だ。SDGs目標16「平和と公正をすべての人に」も、ターゲットのひとつに国家・国際的なレベルでの法の支配の促進を掲げている。法の支配の実現に向けて、JICAが進めるさまざまな取り組みを紹介する。

私たちの身近にある 「法の支配」との接点

法の支配を守り発展させていくことは、私たちの自由や権利、人間の尊厳を守ることにつながる。法の支配と私たちの生活との接点の例を示した。

国際的なルールに則って行われる貿易や、公正な取引、協力、競争が、活発な経済活動を促す。海運を利用した貿易を行う場合は安全に航行できることが不可欠。JICAは海上保安分野の協力も行う（P20-21、P30-31参照）。

政府から独立した公共放送を目指すのは、正確・公平・公正な報道を行うこと。権力の監視など、法の支配を強化するための重要な役割をもつ。JICAは公共放送の機能強化などを各国で行っている（P14-15参照）。

世界人権宣言や日本国憲法などに記されている「表現の自由」は、達成すべきと考えられている人類共通の権利のひとつ。国家による検閲の禁止や著作権を守ることで表現の自由が実現する。

法の支配を実現し、国民の人権を保障するために欠かせないのが公平で公正な裁判。JICAは法令の整備・運用改善、法律に関わる人材の能力強化などに加えて、裁判を含む司法へのアクセスを可能にする協力も実施（P8参照）。

選挙は国民が主権を行使し、政治に参加する重要な機会。選挙管理委員会の能力や国民の選挙に対する理解や参加を高めることで、自由で公正な選挙につながる。JICAは選挙管理委員会の主権者教育などを実施（P16-17参照）。

犯罪の予防や取り締まり、捜査などにあたる警察は、法の執行機関として国民の生命、身体、財産を保護している。日本には住民から信頼される地域警察が根づいており、JICAも各国で地域警察アプローチを支援（P12-13参照）。

語る人

TMI総合法律事務所
弁護士

酒井邦彦さん
SAKAI Kunihiko

法務省、外務省、国連機関などでさまざまな法制度整備支援、司法改革、汚職防止、犯罪者の更生支援、子ども虐待防止のプログラムの企画・実施に携わってきた。現在、弁護士、国際民商事法センター理事など。

JICAガバナンス・平和構築部

竹原成悦さん
TAKEHARA Masayoshi

中国事務所、東南アジア第二課長（カンボジア、ラオス担当）などを経て、2022年3月より現部署で勤務。法・司法、行政・財政・金融などガバナンス分野全般の方針作成、事業推進、外部パートナー連携に従事。

国際社会が不安定さを増すなか、国連をはじめとした国際会議や、岸田文雄首相の演説などで、国内外で繰り返し言及されている「法の支配」。国家権力を法の下に置き、権力の濫用から特に脆弱な者を守り、人々の自由・権利を保障するという考え方だ。

ただし、「法の支配」における「法」とは、法律とは異なる意味だと弁護士の酒井邦彦さんは語る。「わかりやすく言い換えるなら、“正義”でしょうか。法（正義）による支配を促進することは、人が与えられた命を最大限に発揮できる喜びをもつこと、つまり人間の尊厳を守ることにつながります」

一般にはなじみの薄い「法の支配」を理解するうえでヒントになるのが、

SDGs（持続可能な開発目標）だと酒井さんは言う。『『人や国の不平等をなくそう』『平和と公正をすべての人に』など、SDGsの17の目標はすべてが人間の尊厳を守り高めるためのもの。言い換えれば、SDGsは法の支配を促進するための方法を具体的に示したもののなのです』

世界には司法制度、行政、警察、メディアなどが機能していないゆえに法律が正しく運用されず、人々の権利が守られていない国や地域が多数存在する。国際機関の調査を例にとると、民事や行政の問題で救済されていない人が14億人*1、児童労働に従事する子どもが1.6億人*2など、多くの人が自由や権利を脅かされ苦しんでいることが指摘されている。

問題解決に向けてJICAが取り組んで

社会基盤をともにつくるパートナー

国際機関、行政機関、公的団体、NGOなどさまざまな組織が、それぞれの特徴を生かして法の支配を促進するための取り組みを進めている。JICAとともに法の支配に取り組むパートナーからのメッセージを紹介。



国際刑事裁判所 裁判官
赤根智子さん AKANE Tomoko

司法過程における取り組みは、法の支配の推進に深く関わっています。国際刑事裁判所 (ICC) が取り組む戦争犯罪人などに対する裁判は、当該国の司法当局のみならず、国民の協力を得ながら進めます。当裁判所の書記局は、アウトリーチ (事件の起きている国の住民に対して行うICCに関する教育・啓発・普及活動) の一環として、被害者や加害者コミュニティでの啓発活動を行っています。JICAの行う法制度整備支援活動に深く敬意を表します。息の長い活動をお願いします。



アウトリーチ活動の一環で、実際の刑事裁判に関し、関係がある地域住民への啓発活動を行う様子 (マリ)。



ASEAN警察長官会合事務局を訪問し、国際金融犯罪対策での協力について事務局次長と議論した。

国際刑事警察機構 金融犯罪・汚職対策センター オペレーション課長
嘉屋朋信さん KAYA Tomonobu

国際刑事警察機構 (ICPO-INTERPOL) は各国の警察機関を構成員とし、犯罪の捜査における国際的な協力を目的とした機関です。法の支配の促進を妨げる汚職や組織犯罪との各国の戦いを支援するため、国際犯罪に関する情報の収集と交換、国際手配書の発行、捜査能力向上のための訓練などを行っています。JICAとの協力により各国への支援を強化し、法の支配を国際社会の隅々まで浸透させるよう努めます。



きた活動のなかでも、核といえるのが法制度整備支援だ。名古屋大学名誉教授の森嶋昭夫さんによるベトナムへの協力を契機として、1990年代から法学者、法務省、最高裁判所、日本弁護士連合会 (日弁連)、外務省、JICAなどがベトナムやカンボジア、ラオスなどで支援を行ってきた。アジア各国でこの取り組みに携わってきた酒井さんは、日本の特徴は長い目で見た一貫性のある協力だと語る。「まず、良い法律をつくること。その法律が適用されるための良い法制度をつくること。さらに良き法律家を育てることで、初めて法律や制度に魂が吹き込まれるのです」

また、それぞれの国の制度や文化、考え方を大切に“テラーメイドの協力”も日本の特徴だと酒井さんは説明する。そのため、プロジェクトを始める前

に徹底したニーズ調査を行い、そのニーズを客観的に検証しながら丁寧に協力を進めていくのが日本流。たとえばカンボジアの民法・民事訴訟法起草支援の際には、この分野の日本の専門家たちがカウンタートパートと200回もの会議を重ねて起草作業を行ったという。

現地に寄り添いながら進められてきた日本の法制度整備支援だが、「整備された法律を、一般の人々が理解し、活用するには時間がかかります。ですから、法律が自分たちの権利を守ってくれるという考えをもってもらうこと、司法へのアクセスを改善することも大切と考えています」と語るのは、JICAガバナンス・平和構築部の竹原成悦さん。たとえばカンボジアでは、JICAによる協力のなかで初めて裁判の判決書が公開され、人々が司法省のウェブサイトを通じて閲覧するこ

とができるようになったという。

「法の支配のため、法制度整備支援以外にも、警察、メディア、ビジネスと人権などの分野にも力を入れています」と竹原さんは続ける。インドネシアやグアテマラでは、日本の交番制度をモデルに市民に信頼される警察組織づくりに協力している (P12-13参照)。ウクライナやコソボでは、政府から独立して中立的な立場で情報発信を行う公共放送を支援 (P14-15参照)。また、持続可能な力カオ産業の実現を目標に、児童労働などの人権問題の解決に向けた企業・NGOとの協働・共創の取り組みを始めている。国内の関係省庁、専門家、企業、NGO、国際機関など、多種多様なパートナーと連携しながら、今後も取り組みをいっそう深めていく予定だ。

法の支配はまた、国際社会にも適用さ



法務省 審議官
柴田紀子さん
SHIBATA Noriko

法務省では、長年、JICAとともに法制度整備支援などを実施してASEANを含む各国の法の支配の推進に貢献し、信頼関係を築き上げてきました。2023年7月には東京で日ASEAN特別法務大臣会合を開催します。これを機に、法制度整備支援などのいっそうの充実を図り、法の支配の強化に努めてまいります。



ASEAN高級法務実務者会合に参加した柴田さん。日本はASEANが法分野において協力を強化する「対話パートナー」に域外国として初めて選ばれた。

れる概念だ。小国も含めすべての国が力の恐怖から解放されるため、国連憲章の紛争の平和的解決や武力行為の禁止に代表される国際法を遵守することが不可欠なのだ。

法の支配が後退したときも前進に向けて歩み続けたい

「日本が提唱し、他の多くの国々が賛同している『自由で開かれたインド太平洋 (FOIP)*3』に、各国・国際機関と連携しながら、開発協力を通じて貢献していきたい」と竹原さんは語る。FOIPとは、太平洋からインド洋に至る広大な地域において自由と法の支配を擁護し、地球規模の課題に対処し、地域全体の連結性を高め、安全・安定を確保することで、地域全体の平和と繁栄を目指すというもの。海洋国家である日本にとって、海上保安能力の



さまざまな国際研修を実施するUNAFEI。写真は久しぶりに対面で開催した「汚職防止刑事司法支援研修」時のもの。

国連アジア極東犯罪防止研修所 所長
森永太郎さん
MORINAGA Taro

国連アジア極東犯罪防止研修所 (UNAFEI) は、途上国の刑事司法・犯罪者処遇に関する国際研修などを通じて、長年にわたり数多くの国の法の支配の強化に貢献してきました。昨今の国際情勢のなか、開発協力は法の支配なしには考えられせん。UNAFEIは今後もJICAとの連携の下、世界各国の刑事分野における法の支配の浸透に向けて努力を続けていきます。



日本司法支援センター (法テラス) 本部国際室 室長・弁護士
富田さとこさん
TOMITA Satoko

法テラスが携わる外国人支援の現場では、「法律家が私を助けてくれるはずはない」と思い込み、手当てが遅れてしまった方に会います。母国で「法に守られていた」という経験があれば、もっと早くに声を上げられていたかもしれません。国内の法的支援をスムーズに実施するためにも、内外で法の支配を行き渡らせようとするJICAの努力に期待しています。



打ち合わせをする富田さん。法テラスは困っている外国人の相談に乗ったり、外国人が暮らしやすくする支援を行う。

界に目を向け共感力を養うことで、法の支配の大切さを認識してほしいという酒井さんの言葉に、竹原さんも頷く。

「ウクライナ侵略で、自由や人権が脆い基盤の上にあるという現実が改めて顕在化しました。法の支配を促進する意義をきちんと受け継ぎ、さまざまな主体が連携して守っていかないと崩れてしまうのだと。私たちも危機感をもって世界を見て向き合っていくことが大事だと思います」

私たち一人ひとりが自分ごととして世界をウォッチし、行動することも、法の支配の維持や強化を後押しするに違いない。



もっと知りたい
法の支配とJICA

ガバナンス分野の
協力概要はこちら